

写しの交付に要する費用の額

令和元年6月28日告示第4号

三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第6号)第14条及び三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第7号)第29条に規定する写しの交付に要する費用の額については、次のとおりとする。

記

1 写し等の作成に要する費用の額

公文書の写しの作成に要する費用として納入する額は、複写機による写しは1枚(日本産業規格A3版以内の大きさ)につき白黒10円、カラー40円とする。また、両面コピーをした場合は、2枚に換算して算定する。

なお、これを超える大きさのものについては、A3版による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

電磁的記録の開示を受けるものは、磁気テープ等(例えば、フロッピーディスク等)の実費とする。

図画、フィルム等で業者委託の方法により複製した場合は、当該委託に要する費用(実費)とする。

2 写し等の送付に要する費用の額

写しの交付の郵送に要する費用は開示請求者の負担とし、郵送料に相当する切手及び写しの交付に係る現金を受けた後に郵送するものとする。